

## 6．韓国におけるインターネットカフェ関連法令

### 6．1 韓国におけるインターネットカフェの現状

韓国の人口は約 4,829 万人<sup>65</sup>であり、インターネットユーザー数が 3,301 万人<sup>66</sup>、インターネット普及率は 68.4%となっている。また、パソコンの普及状況は 54.5%<sup>67</sup>である。

インターネットカフェ<sup>68</sup>は 1998 年ころには既に韓国内で普及しており、世界的に見ても利用が最も盛んな国の一つである。インターネットカフェの軒数は全国で約 2 万 2000 軒<sup>69</sup>である。利用料金は、1 時間 1000 ウォンから 3000 ウォン（約 130 円～380 円）程度で、24 時間営業している店舗が多い。

韓国ではコンピュータゲーム利用が日常化、一般化しており、学生が学校の放課後に友達と一緒にゲームをしたりインターネットカフェに行くということが遊び文化として定着しているので、インターネットカフェやオンラインゲームに対するマイナスイメージはほとんどない。

### 6．2 インターネットカフェ関連法制の実態

#### 6．2．1 インターネットカフェの利用に際して本人確認を義務付ける法規

韓国では、インターネットカフェ利用者に対して身分証明書やパスポート等の本人確認のための書類の提示を求めることは、義務付けられてない。

ただし、韓国では 2005 年の「犬糞女」に代表されるような、インターネット上の誹謗中傷の事件が大きく社会問題化している。「犬糞女」の事件の顛末は次のとおりである。2005 年 6 月、ソウルの地下鉄で飼い犬を連れた若い女性が犬の糞を始末せずに下車し、他の乗客がそれを始末することになったのだが、その一部始終を携帯電話のビデオカメラで撮影していた乗客が映像をインターネット上に公開し、この女性に対する非難が殺到した。女性の身元情報も突きとめられて公開され、インターネット上での誹謗中傷はエスカレートし、女性は大学を退学に追い込まれたという<sup>70</sup>。

こうしたネット上の誹謗中傷事件を受け、利用者からの匿名による無責任な書き込みを防ぐために、政府の要請に基づく自主規制としてポータルサイトなどでは、会員登録時に住民登録番号<sup>71</sup>と氏名による本人確認を実施していた<sup>72</sup>。

<sup>65</sup> 2005 年の推計値。(財)日本 ITU 協会『ワールド ICT ビジュアルデータブック 2007』2007 年 7 月。

<sup>66</sup> 2005 年の推計値。(財)日本 ITU 協会『ワールド ICT ビジュアルデータブック 2007』2007 年 7 月。

<sup>67</sup> 2005 年の推計値。「パソコンの普及状況」とは、その国の人口 100 人あたりのパソコン台数のこと。(財)日本 ITU 協会『ワールド ICT ビジュアルデータブック 2007』2007 年 7 月。

<sup>68</sup> 韓国ではインターネットカフェは「PC 房」と呼ばれる。

<sup>69</sup> 2005 年の数値。韓国インターネット振興会『韓国インターネット白書 2007』2007 年 5 月 (<http://isis.nida.or.kr/ebook/ebook.html>)。

<sup>70</sup> さらに韓国では著名人に対する誹謗中傷も頻発しており、2007 年 1 月と 2 月には、ホームページやニュースサイトへの悪質な書き込みによって、韓国の人気女性歌手と女優が相次いで自殺する事件も起きている。

<sup>71</sup> 韓国の国民全員に出生時に付与される 13 桁の個人識別番号。住民登録番号自体に生年月

しかし、このような自主規制によっても、利用者によるインターネット上での誹謗中傷行為は収まる傾向になかったため、2006年10月に政府は、掲示板への書き込み時に Web サイト側に掲示板利用者の本人確認を義務付ける内容を含む法律案を提出した。この法律案は、別途議員らにより提出されていた他の法律案と統合の上、2006年12月21日に「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」の一部改正法律案として国会に提出され、同法は2007年1月26日に改正された。

改正法は、インターネットカフェでの利用に限らず、ポータルサイト等における掲示板への書き込みに対して本人確認措置を取ることを義務付けるものである。改正法においては、一日の平均利用者数が10万人以上のサイトを提供する情報通信サービス提供者や、公共機関のサイト<sup>73</sup>は、掲示板利用者による掲示板への書き込み時に本人確認措置を取ることが義務付けられ<sup>74</sup>、本人確認措置を取らず情報通信部長官の命令を履行しなかった場合、情報通信サービス提供者には3000万ウォン以下の罰金が課されることとなった。改正法は2007年7月27日から施行された<sup>75</sup>。また、同日公布・施行の「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律施行令」において、本人確認措置を義務付けられる情報通信サービス提供者の類型として、以下の3つが規定された<sup>76</sup>。

---

日、性別、出生地といった個人情報が含まれている。

<sup>72</sup> ポータルサイト等は、利用者が入力した住民登録番号と氏名について、その実在性を確認するために、国から認可されて委託を受けた民間の信用評価機関のデータベースに対して照会を行う。

<sup>73</sup> 情報通信部の2007年5月3日付け告知にて、対象となる公共機関（国家機関、地方自治体、政府投資機関、政府傘下機関、地方公社及び地方公団）のリストが公表されている。

<sup>74</sup> 本人確認措置としては、掲示板利用者へ書き込み前に住民登録番号＋氏名等の本人確認情報を入力させ、信用評価機関のデータベースに照会を行なう方法などがある。掲示板に書き込み者の実名を表示することが義務なわけではなく、従来どおりハンドルネーム等による書き込み表示が可能である。誹謗中傷等の書き込みがあった際に、サイト側で書き込み者を特定できることを目的としている。なお、2004年3月に改正交付された「公職選挙及び選挙不正防止法」では既に、掲示板等において選挙に関する意見を書き込む際の本人確認を義務付けている。

<sup>75</sup> 韓国最大ポータルサイトのNAVERによると、7月27日の改正法施行後もニュース記事の下に書き込まれる悪質なコメントは減っておらず、逆に悪質と判断されるものが2%ほど増えたとのこと。趙章恩「名前だけ立派な悪質コメント抑制政策が増えている」日経パソコンオンライン、2007年8月15日

( <http://pc.nikkeibp.co.jp/article/NPC/20070813/279732/> )

<sup>76</sup> また、上記の「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」の改正については、（書き込み時にインターネット上で実名を公開する必要はないものの、サイトにて必ず本人確認する必要があるため）表現の自由が制限されるとして市民からの反対が多かったため、政府はサイトにおける本人確認時に実名や住民登録番号を明かさなくても済むような代替手段を用意することで、こうした反対意見に対応した。その代替手段とは、「i-PIN（Internet Personal Identification Number）」による本人確認制度であり、2006年10月から運用開始されている。これは、事前にi-PIN発行機関に住民登録番号と氏名等の情報を申請してi-PINを取得し、住民登録番号の代わりにi-PINを入力することでサイトでの本人確認を可能とするものである。i-PINの利用を希望する利用者は、i-PIN発行機関にて発行申請を行なう。申請に必要なものは、利用者の氏名、住民登録番号、及び本人確認（公的電子証明書の電子署名、クレジットカード情報、SMS認証番号等）である。i-PINは12

- ・ 一日の平均利用者数が 30 万人以上のポータルサイト<sup>77</sup>
- ・ 一日の平均利用者数が 20 万人以上のインターネット言論サイト（インターネットニュースサイト）<sup>78</sup>
- ・ 一日の平均利用者数が 30 万人以上の手作り製作物専門媒介サイト（ブログ・写真・動画等の利用者作成コンテンツ媒介サイト）<sup>79</sup>

## 6.2.2 インターネットカフェを規制するその他の法規

2007 年 5 年に改正、施行された「ゲーム産業振興に関する法律」において、インターネットカフェに対して市や区への登録を行うことが義務付けられた<sup>80</sup>。

## 6.3 インターネットカフェ関連法令条文

(1) 「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」<sup>82</sup>

### 法改正が提案された理由

情報通信網を利用した新規サービスの普及及び利用拡散等、情報通信環境の変化に伴い、新たに登場する個人情報侵害問題に積極対処するために、個人情報の収集・利用・提供等に関する手続を強化し、情報通信網の特性上の匿名性等に伴って発生する逆機能現象に対する予防策として、社会的影響力が大きい情報通信サービス提供者と公共機関の責任性を確保・強化するために、制限的な本人確認制度を導入し、権利を侵害された者の削除要請がある場合、その被害拡散を防止するために、利用者の接近を情報通信サービス提供者が臨時的に遮断することができるようにする臨時措置制度を導入する。

また、親北掲示物のような不法通信が情報通信網において流通した時、社会的影響力が大きい点等を考慮し、不法通信と関連する履行命令対象を拡大し、不法通信物の削除手続等を補完することにし、資料提出要求権等の行使要件を明確にし、行使方法及び手続等の

---

桁（6 桁 + 6 桁）の数字であり、取得費用は無料である。サイト会員登録時や掲示板書き込み時には、住民登録番号（と氏名）の入力に代えて、この i-PIN を入力することで本人確認を行うことができる。i-PIN が盗まれたり、他人に悪用された場合は、再申請することができる。

<sup>77</sup> 情報通信部の告知では、NAVER、Daum、Yahoo!KOREA、NATE など 16 サイトが該当。佐々木朋美「「インターネット実名制」導入は 7 月、規制サイトに政府が告知 - 韓国」マイコミジャーナル、2007 年 4 月 28 日( <http://journal.mycom.co.jp/news/2007/04/28/007/> )。

<sup>78</sup> 情報通信部の告知では、中央日報、朝鮮日報、KBS、OhmyNews など 14 サイトが該当。佐々木朋美「「インターネット実名制」導入は 7 月、規制サイトに政府が告知 - 韓国」マイコミジャーナル、2007 年 4 月 28 日( <http://journal.mycom.co.jp/news/2007/04/28/007/> )。

<sup>79</sup> 情報通信部の告知では、Pandora.TV、DC Inside など 5 サイトが該当。佐々木朋美「「インターネット実名制」導入は 7 月、規制サイトに政府が告知 - 韓国」マイコミジャーナル、2007 年 4 月 28 日( <http://journal.mycom.co.jp/news/2007/04/28/007/> )。

<sup>80</sup> 佐々木朋美「賭博場じゃないのに! 韓国版ネットカフェ「PC 房」が廃業の危機」マイコミジャーナル、2007 年 10 月 2 日

( <http://journal.mycom.co.jp/articles/2007/10/02/netcafe/index.html> )。

<sup>82</sup> 情報通信網の利用促進に向けた基本原則と基本計画を規定した法律。

適法手続規定を新設し、関連公務員による不合理で過度な業務介入を遮断することによって規制の透明性と予測可能性を確保しようとする。

#### 法改正の主要な内容

1．個人情報を収集する場合に告知し同意を受けなければならない事項を、収集・利用目的、収集する個人情報の項目等の3種類に明確に区分し、収集時に告知し同意を受けた事項と異なって利用する場合は、別途にその利用目的を告知し、別途の同意を受けるようにする。また、情報通信サービス提供者が利用者の個人情報を第三者に提供する場合にも、これと異なる別途の告知をして同意を受けるようにすると同時に、提供を受けた者が個人情報を利用・提供することができる範囲を明確に規定する（第22条ないし第24条及び第24条の2）。

2．情報通信サービス提供者等が第三者をして利用者の個人情報を収集等の取扱いができるよう、その業務を委託する場合は、原則的に利用者の同意を受けようとし、契約の履行のために必要な場合は、その委託業務の内容及び受託者に関する事項を利用者が知ることができるよう個人情報取扱方針を制定し、インターネット・ホームページ等に公開したり、利用者に通知することに代えることができるようにし、受託者が利用者の個人情報を利用することができる目的を指定し、指定された目的外に利用又は提供することができないよう、受託者の責任を強化する（第25条）。

3．権利の侵害を受けた者が、流通する情報の削除要請をした場合であって、その侵害の有無を判断することが難しかったり、利害当事者間に争いが予想される場合、情報通信サービス提供者が、当該情報に対する一般利用者の接近を臨時的に遮断することができる臨時措置制度を導入し、利害当事者の要請がない場合にも、他人の権利を侵害すると判断される情報に対しては、情報通信サービス提供者が任意に臨時措置を取ることができるようにし、臨時措置を取った場合は、これによる情報通信サービス提供者の賠償責任を免除することができる根拠を整備する（第44条の2及び第44条の3各々新設）。

4．国家機関、地方自治団体、政府投資機関等の公共機関等と情報通信サービス類型別1日平均利用者数10万名以上であって大統領令の定める一定基準に該当する情報通信サービス提供者が掲示板を設置・運用する場合は、掲示板の利用者に対する本人確認のために必要な措置を取るようとし、情報通信サービス提供者が本人確認のために必要な措置を取らない場合、情報通信部長官が是正命令をするようにし、情報通信サービス提供者がこれを履行しない場合は、過怠料を賦課する（第44条の5新設）。

5．何人も情報通信網を通して不法情報を流通させてはならず、情報通信部長官が不法通信の取扱いを拒否・停止又は制限するように命じることができる対象を、情報通信サービス提供者と掲示板の管理・運用者と規定する（第44条の6新設）。

6．情報通信倫理委員会は、委員長1人、常任委員5人を含めて11人以上15以下の委

員で構成し、不法情報に関する審議等の職務を遂行するために1人以上の常任委員が含まれた審議委員会を置くことができ、名誉毀損と関連した紛争の調整業務を効率的に遂行するために5人以下の委員で構成された名誉毀損紛争調整部を置く(第44条の7ないし第44条の10各々新設)。

7. 資料提出要求権等の行使要件を、法違反事実を発見又は認知したり、法違反に対する申告又は情報提供を受けた場合等として具体化し、関係公務員が資料等の提出又は閲覧を要求する時は、要求事由、法的根拠、提出時限又は閲覧日時、提出又は閲覧しなければならない資料の内容等を明示し、書面(電子文書を含む。)で通知するようにし、情報通信部長官が資料等の提出を受けたり、現場等を検査する場合は、その結果を該当情報通信サービス提供者等に書面で通知するようにし、資料等の提出・閲覧要求、現場等の検査等は、この法の施行のために必要な最小限の範囲内において行うようにし、異なる目的で使用することができないようにする(第55条)。

#### 関連する条項の抜粋

##### **「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律」**

(一部改正 2007年1月26日法律第8289号、施行日 2007年7月27日)

(中略)

##### **第44条の5(掲示板利用者の本人確認)**

次の各号のいずれか一つに該当する者が掲示板を設置・運用しようとする場合は、その掲示板利用者の本人確認のための方法及び手続の整備等大統領令の定める必要な措置(以下「本人確認措置」という。)をしなければならない。

1. 国家機関、地方自治団体、「政府投資機関管理基本法」第2条の規定による政府投資機関、「政府傘下機関管理基本法」の適用を受ける政府傘下機関、「地方公企業法」による地方公社及び地方公団(以下「公共機関等」という。)
2. 情報通信サービス提供者として提供する情報通信サービスの類型別一日平均利用者数10万名以上であって大統領令の定める基準に該当する者

情報通信部長官は、第1項第2号の規定による基準に該当する情報通信サービス提供者が、本人確認措置をしない場合、本人確認措置をするように命令することができる。

政府は、第1項の規定による本人確認のために、安全で信頼できるシステムを開発するための施策を整備しなければならない。

公共機関等及び情報通信サービス提供者が善良な管理者の注意をもって第1項の規定による本人確認措置をした場合は、利用者の名義が第三者により不正使用されたことに伴って発生した損害に対する賠償責任を小さくしたり、免除を受けることができる。

(中略)

### 第 67 条 (過怠料)

次の各号のいずれか一つに該当する者とこれをするようにした者は 3 千万ウォン以下の過怠料に処する。

1. 第 44 条の 5 第 2 項の規定による情報通信部長官の命令を履行しない者
- 2~7 (省略)
- ~ (省略)

( 2 ) 「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律施行令」

#### 関連する条項の抜粋訳

### 「情報通信網の利用促進及び情報保護等に関する法律施行令」

(一部改正 2007 年 7 月 27 日大統領令第 20199 号、同日施行)

(中略)

### 第 22 条の 2 (本人確認措置)

法律第 44 条の 5 第 1 項各号以外の部分で「大統領令の定める必要な措置」と言うのは、次の各号のすべてを言う。

1. 「電子署名法」第 2 条第 10 号による公認認証機関その他の本人確認サービスを提供する第三者または行政機関に依頼することや、コピー送信・対面確認などを通じて、掲示板利用者が本人であることを確認することができる手段を用意すること
2. 本人確認手続き及び本人確認情報保管の時、本人確認情報流出を防止することができる技術を用意すること
3. 利用者が掲示板に情報を掲示した時から 6 ヶ月間、第 22 条の 4 による情報を保管すること

### 第 22 条の 3 (情報通信サービス提供者の中で本人確認措置義務者の範囲)

法律第 44 条の 5 第 1 項第 2 号で「大統領令が定める基準に該当する者」と言うのは、次の各号のいずれか一つに該当する者を言う。

1. 前年度末基準直前 3 ヶ月間のポータルサービス(他のインターネットアドレス情報などの検索と電子メールコミュニティなどを提供するサービス)の一日平均利用者数が 30 万名以上の情報通信サービス提供者
2. 前年度末基準直前 3 ヶ月間のインターネット言論サービス(「言論仲裁及び被害救済などに関する法律」第 2 条第 1 号による言論を情報通信網を利用して提供するサービス)の一日平均利用者数が 20 万名以上の情報通信サービス提供者
3. 前年度末基準直前 3 ヶ月間の手作り製作物専門媒介サービス(利用者が直接作ったデジタルコンテンツを専門的に媒介するサービス)の一日平均利用者数が 30 万名以上の

#### 情報通信サービス提供者

情報通信部長官は、法律第 44 条の 5 による本人確認措置に必要な準備期間、適用期間及び第 1 項各号に該当する者などをインターネットホームページに掲示する方法を公示する。

#### 第 22 条の 4 (請求することができる利用者情報の範囲)

法律第 44 条の 6 第 1 項で「大統領令が定める最小限の情報」と言うのは、次の各号の情報を言う。

1. 名前
2. 住所
3. その他に民・刑事上の訴提起のために法律第 44 条の 10 による名誉毀損紛争調停部(以下「名誉毀損紛争調停部」と言う)が必要だと認める該当の利用者の連絡先などの情報